

ともに生きる社会の実現をめざして

～ 男女共同参画に関する市民意識調査(案) ～

《 アンケートへのご協力をお願いします 》

市民のみなさまには、日頃から藤沢市政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

市では、あらゆる分野での男女共同参画を進めるため、平成 28 年 3 月に「ふじさわ男女共同参画プラン 2020」を改定し、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取り組みをおこなっております。

このたびは、次期ふじさわ男女共同参画プランの策定や施策推進の基礎資料とするため、共に生きる社会の実現をめざし「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施することになりました。

対象は、市内に住民登録をされている 18 歳以上（10月31日現在）の方で、住民基本台帳から無作為に選ばせていただきました。

ご多忙のおり大変恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査のご回答は統計的に処理され、個別の回答結果が公表されることはありません。

2018年（平成30年）11月

藤沢市長 鈴木恒夫

《 ご記入にあたって 》

◆ **調査の回答時間は、おおよそ 20～30 分です。**

- ◆ この調査票は、あて名の方ご自身の判断でご記入ください。
- ◆ お答えは、あてはまる回答の番号に○をお付けください。「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが、（ ）内にその内容を具体的にご記入ください。
- ◆ ご自身に該当しない設問の場合、一般的なこととしてご自身ならどうするかをお答えください。
- ◆ お答えによっては、質問を飛ばしていただく場合があります。その場合は、指示文に従ってお進みください。
- ◆ ご記入いただきました調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手不要）にて、**●月●日（●）まで**にご投函ください。

《 記入上ご不明な点、調査に関するお問い合わせ先 》

藤沢市役所 企画政策部 人権男女共同平和課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 Tel 25-1111（内線 2131）

Q5

「女性が職業をもつこと」について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。(○は1つ)

1. ずっと仕事を続ける
2. 結婚するまで仕事をして、後はもたない
3. 子どもができるまで仕事をして、後は仕事をせず、子育てに専念する
4. 子どもができたなら仕事をやめ、子どもに手がからなくなったら再び仕事をする
5. 女性は仕事をしない
6. その他（具体的に: _____)

Q6

あなたは、つぎにあげる家庭における役割は、どのように行うのが望ましいと思いますか。
((1) ~ (9) の各項目につき○は1つ)

	主に夫	主に妻	夫妻で協力	家族 夫妻以外の	家族で協力	家族以外の人 またはサービス を利用
(1) 掃除・洗濯	1	2	3	4	5	6
(2) 食事の支度	1	2	3	4	5	6
(3) 食事の後片付け	1	2	3	4	5	6
(4) 生活費を得る	1	2	3	4	5	
(5) 家庭の重大問題の決定	1	2	3	4	5	
(6) 自治会・町内会等への参加	1	2	3	4	5	
(7) 子育て・子どものしつけ	1	2	3	4	5	
(8) 学校行事等への参加	1	2	3	4	5	
(9) 介護・看護	1	2	3	4	5	6

Q7

あなたは、つぎにあげる家庭における役割にどの程度たずさわっていますか。

((1) ~ (7) の各項目につき○は1つ)

指標

また、「いつもしている」「ときどきしている」「少ししている」と答えた方は、普段1日に何分ぐらいしているかお答えください。日により異なる方は、週全体の平均をお答えください。

	いつも している	ときどき している	少し している	全く していない	1日に している 時間
(1) 掃除	1	2	3	4	
(2) 洗濯	1	2	3	4	
(3) 食事の支度	1	2	3	4	
(4) 食事の後片付け	1	2	3	4	
(5) 買物	1	2	3	4	
(6) 子育て (子どもがいる人のみ)	1	2	3	4	
(7) 介護・看護 (対象者がいる人のみ)	1	2	3	4	

■ C. 仕事と家庭の両立についておたずねします

Q8

あなたは現在職業をもっていますか。(○は1つ)

- 1. 職業をもっている▶ Q8-1 へお進みください
- 2. 以前は職業をもっていたが、現在はもっていない▶ Q9 へお進みください
- 3. いままで職業をもったことがない▶ Q10へお進みください

Q8

Q8で「1. 職業をもっている」とお答えの方におたずねします。

Q8-1

あなたの就業形態は、つぎのどれに該当しますか。(○は1つ)

- 1. 自営・会社経営
- 2. 家族従業員
- 3. 管理職・会社役員
- 4. 正社員・正職員
- 5. パートタイマー
- 6. 契約社員・派遣社員
- 7. 臨時・アルバイト
- 8. 内職
- 9. その他（具体的に： _____）

Q8-2

あなたの一日平均の実労働時間はどれくらいですか。(○は1つ)

- 1. 3時間未満
- 2. 3時間以上～5時間未満
- 3. 5時間以上～7時間未満
- 4. 7時間以上～9時間未満
- 5. 9時間以上

Q8-3

あなたの通勤時間はどれくらいですか。（ ）にご記入ください。

通勤時間（往復） 約（ ）分

Q8-4

妊娠中及び産前産後の休暇、育児休業、病児のための看護休暇、介護休暇・介護休業を取得したことがありますか。または、取得したいと思いませんか。（(1)～(5)の各項目につき○は1つ）

	取得したことがある	取得したい	取得したいが取得できない	取得するつもりはない	制度がない	わからない
(1) 妊娠中及び産前産後の休暇（女性の方のみ）	1	2	3	4	5	6
(2) 配偶者出産休暇（男性のみ）	1	2	3	4	5	6
(3) 育児休業	1	2	3	4	5	6
(4) 病児のための看護休暇	1	2	3	4	5	6
(5) 介護休暇・介護休業	1	2	3	4	5	6

Q8-4-1

Q8-4 で1つでも「取得したことがある」とお答えの方におたずねします。

取得時の勤務先の対応はどうでしたか。(○は1つ)
また、勤務先の対応や職場の雰囲気などを具体的に記入してください。

取得する前

1. 勤務先は休暇・休業取得に協力的だった 2. 勤務先は休暇・休業取得に協力的ではなかった [具体的に: _____]
--

取得中
(休暇・休業中)

1. 勤務先から復職に向けた情報提供や講習等働きかけがあった 2. 勤務先からの働きかけはなかった 〔具体的に: 〕
--

取得後

1. 復職・復職後の就労に関して問題はなかった 2. 復職・復職後の就労に関して何らかの不利益を被った 〔具体的に: 〕
--

Q9

Q8で「2. 以前職業をもっていたが、現在はもっていない」とお答えの方におたずねします。

あなたが、以前の職業をやめたのはなぜですか。(〇は3つまで)

1. 健康や体力の面で不安があったから
2. 家事・子育て・介護の役目を自分が担わざるを得なかったから
(主な理由→ 家事₁、子育て₂、介護₃)
3. 家事・子育て・介護に専念したかったから
(主な理由→ 家事₁、子育て₂、介護₃)
4. 育児休業(休暇)や介護休業(休暇)などの制度が不十分だったから
5. 家族や周囲が働くことを望まなかったから
6. 仕事が自分の能力や性格に合わなかったから
7. 勤務場所、勤務時間、賃金などの勤務条件が合わなくなったから
8. 会社の倒産やリストラなどで仕事がなくなったから
9. 自分が働かなくても、他の家族の収入で充分だったから
10. 結婚したから
11. 定年退職したから
12. その他 (具体的に:)

Q10

自らの能力を発揮していきいきと働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は5つまで)

1. パートでも社員でも同一価値労働は、同一賃金にする
2. 労働時間を短くするなど調整して、男性も女性も **仕事と生活(家庭や地域)の調和がとれるようにする**
3. 職場の意思決定の場に女性をもっと参画させる
4. 補助的な仕事を女性だけにさせるような性別での役割分担をなくす
5. 出産、育児、介護に関わる休業・休暇を男女とも取りやすくする
6. 職場でセクシュアル・ハラスメント^{*1}、パワーハラスメント^{*2}防止の人権教育をしっかりとる
7. セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントなどを安心して訴えることのできる相談窓口の充実を図る
8. 昇級・昇格の条件となる教育を平等に受けられるようにする
9. 企業などに男女共同参画についての啓発事業をおこなう

*1 性的いやがらせ

*2 職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモエン

育児休業・育児休暇と介護休業・介護休暇について

働く人が仕事と子育てや介護を両立できるように、一定期間の休業や休暇を取ることができるように法律*で定められています。

育児休業は、子どもが最長2歳まで父親も母親もとることができる休業制度です。**育児休暇**は、子どもが病気の時に取ることができる看護休暇や配偶者出産休暇など法律で規定されている休業以外の休暇のことを指します。そのほか、労働基準法で定められている**産前産後休業(産休)**があります。

介護休業は、通算して93日に達するまで3回を上限として分割取得可能な休業、**介護休暇**は1年度内に5日間取得可能な休暇です。

*育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)

Q11

この問いは、次の説明をよく読んでからお答えください。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことです。

政府では「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会」について、以下の3つの項目を掲げています。あなた自身の生活や身の回りの環境から判断して、それぞれの項目が5年前と比較してどのように変化していると思いますか。最も近いものをそれぞれ 1つだけ お選びください。

	思う 良く なると 思う	ど ちら か と い え ば 良 く な ら な い と 思 う	変 わ ら な い と 思 う	ど ちら か と い え ば 悪 く な ら な い と 思 う	思 う 悪 く な ら な い と 思 う	わ か ら な い
(1) 就労による経済的自立が可能な社会 経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。	1	2	3	4	5	6
(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などをもてる。	1	2	3	4	5	6
(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会 性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもってさまざまな働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。	1	2	3	4	5	6

働く人が仕事と育児や介護を両立できるように支援する「改正育児・介護休業法」では、働く人は、子育て中に原則子どもが1歳になるまで男女ともに「育児休業」を取得することができ（最長で2歳まで延長可能）、介護が必要な人がいる場合には、「介護休暇」及び「介護休業」を取得することができるとしています。

Q12

平成29年の育児・介護休業法改正で、「介護休業」(93日まで)はこれまで1回限りでしたが、3回まで分割取得が可能になり、「介護休暇」(1年度に5日まで)はこれまで1日単位でしたが、半日単位で取得することが可能になりました。これらの制度改正を知っていましたか。 (○は1つ)

1. 知っていた → 制度改正の内容を知った場所や媒体を記入してください。

2. 知らなかった { 具体的に: }

Q13

男女ともに介護休業の取得が進まないのはなぜだと思いますか。(〇は3つまで)

1. 介護制度の趣旨が分かりにくいから
2. 手続きの仕方が分かりにくいから
3. どこに相談したらよいか分かりにくいから
4. 経済的な保障がないから
5. 取得日数の制限があり、介護の長期化に対応できないから
6. 職場で不利益を受けるから
7. 会社の制度が使いにくいから
8. 家族(特に女性)が面倒をみるべきだという社会通念があるから
9. 男性が介護のために休業することに対する近親者やまわりの目があるから
10. その他(具体的:)

Q14

ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うことは何ですか。(〇は3つまで)

1. 知識や技術の習得
2. 家族間の理解を深める
3. 仕事優先の考え方を見直す
4. 子どもの頃からの育て方や教育
5. 仕事以外の時間を多くもてるようにする
6. 育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境
7. 男女で異なる賃金体系を是正し、育児・介護休業取得による男女間の経済的影響の差をなくす
8. 柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態
9. 男性が家事などをおこなうことについて、社会的評価を高める
10. 地域の支援や各種サービスの充実により、家事・育児・介護の負担を減らす
11. 男女ともに参加できる子育て・介護などの仲間(ネットワーク)づくり
12. 家庭と仕事の両立について、男女ともに相談しやすい窓口の設置
13. その他(具体的に:)

■D. 女性の活躍推進についておたずねします

Q15

あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。(〇はいくつでも)

新規

(H26
内閣府)

1. 多様な視点加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される
2. 人材・労働力の確保につながり、社会全体が活性化する
3. 女性の声が反映されやすくなる
4. 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる
5. 男女問わず仕事と家庭のバランスのとれた生活ができるようになる
6. 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む
7. 男性の家事・育児・介護などへの参加が増える
8. 今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる
9. 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる
10. 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大する
11. 国際社会から好印象を得ることができる
12. その他(具体的に:)
13. 特になし
14. わからない

Q16

あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーが増えるために必要なことは何だと思えますか。(〇はいくつでも)

新規

(H26
内閣府)

1. 必要な知識や経験などを持つ女性を増えること
2. リーダーになることを希望する女性が増えること
3. ロールモデルとなる女性のリーダーが増えること
3. 職場の上司・同僚・部下や顧客が女性リーダーを必要とすること
4. 長時間労働が改善されること
5. 企業などで、広域異動を伴わない管理職ポストが増えること
6. 夫などの家族が子育て・介護・家事などをともに分担すること
7. 保育・介護など公的サービスが充実すること
8. その他 (具体的に: _____)
9. 特にない
10. わからない

■ E. 社会参画についておたずねします

Q17

この1～2年の間に、以下のような活動に参加したことがありますか。(〇はいくつでも)

指標

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1. 子ども会など青少年育成に関する活動 | 2. PTAなどの活動 |
| 3. 育児支援のための活動 | 4. 町内会や自治会などの活動 |
| 5. リサイクル、共同購入などの消費者活動 | 6. ビーチクリーンや街の緑化・美化活動などの活動 |
| 7. お年寄りや障がいのある人のための福祉・ボランティア活動 | |
| 8. 消防団等の自主防災活動 | |
| 9. 地域での自主的なグループ・サークル活動 | |
| 10. 災害ボランティア | |
| 11. 民間のカルチャーセンターやスポーツクラブなどでの活動 | |
| 12. 市の講座や市主催の活動 | |
| 13. 男女平等・共同参画に関する活動 | |
| 14. DV(ドメスティック・バイオレンス)防止・被害者支援のための活動 | |
| 15. その他の活動 (具体的に: _____) | |
| 16. どれにも参加したことがない | |

新規項目

(H27
逗子市)

Q17-1

Q17で「15. どれにも参加したことがない」とお答えの方におたずねします。

あなたが活動をしていないおもな理由は、どのようなことでしょうか。(〇は3つまで)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 仕事をしている | 2. 子どもに手がかかる |
| 3. 家族の介護がある | 4. どんな活動があるか情報がない |
| 5. 人間関係がわずらわしい | 6. 関心がない |
| 7. 身近に活動したい団体がない | |
| 8. その他 (具体的に: _____) | |

Q18 さまざまなボランティア活動や地域活動により多くの市民が参加するには、何が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 広報紙などによる活動内容の情報提供
2. 活動を呼びかける啓発
3. 活動につながる学習機会を設ける
4. 労働時間の短縮や休暇制度の普及により、活動をおこなう時間のゆとりをつくる
5. 職場や学校でボランティア活動等の大切さを教える
6. 一緒に参加する仲間をつくる
7. ボランティアであっても活動経費は支払われるようにする
8. 代表や会長職に就く女性を増やす
9. その他(具体的に:)

■ F. 性の多様性についておたずねします

LGBTとは、L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーの頭文字をつないだ言葉で性的少数者を意味します。なお、トランスジェンダーについては医学上の診断名「性別違和(性同一性障害)」がありますが、医学的な診断を求めない人もいます。また、LGBTの末尾に、性的欲望をもたないA=アセクシュアルや、性的マイノリティ全般をさすQ=クィア、あるいは自身の性別や性的指向にゆれを感じ、分類できないと考えるQ=クエスチョニングなど、さまざまな性的マイノリティの頭文字が加えられることもあります。

Q19 あなたは性的マイノリティ(またはLGBT等)という言葉を知っていますか。(○は1つ)

1. はい
2. いいえ

Q20 あなたは今までに自分の身体の性、心の性または性的指向(同性愛など)に悩んだり、あるいは身近で悩んでいる人がいましたか。(○はいくつでも)

1. 自分が悩んだことがある
2. 知人や家族が悩んでいたことがある
3. 特にない

Q21 現在、性的マイノリティ(またはLGBT等)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか。(○は1つ)

1. 思う
2. どちらかといえば思う
3. どちらかといえば思わない
4. 思わない

Q21-1 Q21で「1. 思う」「2. どちらかといえば思う」とお答えの方におたずねします。性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、性的マイノリティの方々が生かしやすくなるためにどのような対策が必要だと思いますか。(○は2つまで)

1. 行政が市民等へ周知啓発を行う
2. 相談窓口等を充実させ、周知する
3. 生徒や市民への対応を想定し、小中高などの学校教員や行政職員への研修等を行う
4. 法律等に、性的マイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する
5. 当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う
6. 企業などが、働きやすい職場環境づくりの取り組みをする
7. わからない
8. その他(具体的)

新規
(H28
横須賀市)

■ G. 男女の人権についておたずねします

Q22 テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性表現・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。((1) ~ (4) の各項目につき○は1つずつ) また、その他にご意見がありましたら、(5)の欄にご記入ください。

	非常に そう思う	やや 思う	あまり 思わない	思わ ない
(1) 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	1	2	3	4
(2) 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	1	2	3	4
(3) 女性に対する犯罪を助長する恐れがある	1	2	3	4
(4) そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない	1	2	3	4
(5) その他 (具体的に: _____)				

Q24 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーの間でおこなわれた場合、それを暴力だと思いますか。((1) ~ (13) の各項目につき○は1つずつ)

	暴力に あたる	暴力にあたる 場合もそうでな い場合もある	暴力には あたらない	わからない
(1) 何を言っても無視する	1	2	3	4
(2) 交友関係や電話・SNSなどを細かく監視する	1	2	3	4
(3) 外出しないように言う	1	2	3	4
(4) 大切にしているものをわざと壊す・捨てる	1	2	3	4
(5) 「誰のおかげで食べられるんだ」等の発言	1	2	3	4
(6) 殴るふり、怒鳴るなど脅す	1	2	3	4
(7) 医師の治療は必要ない暴力	1	2	3	4
(8) 医師の治療が必要となるほどの暴力	1	2	3	4
(9) 命の危険を感じるほどの暴力	1	2	3	4
(10) 見たくないのにポルノ等を見せる	1	2	3	4
(11) 避妊に協力しない	1	2	3	4
(12) いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	4
(13) 生活費を渡さない	1	2	3	4
(14) 子どもの前で激しい喧嘩をする	1	2	3	4

Q27 あなたは、「デートDV(交際相手からの暴力)」という言葉を知っていますか。(○は1つ)

1. 言葉も、その内容も知っている
2. 言葉があることは知っているが、内容はよく知らない
3. 言葉があることを知らなかった

Q23

あなたは職場・地域・学校などで、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを受けたり、あるいはしたり、身近で見聞きしたことがありますか。((1) ~ (15) の各項目につきあてはまるものすべてに○) また、項目にない行為については、(16)の欄にご記入ください。

指標

	受けたことがある	したことがある	見聞きしたことがある	相談を受けたことがある	自分のまわりにはないと思う
(1) いやがっているのに、性に関する話を聞かせる	1	2	3	4	5
(2) 「女だから」、「男のくせに」と差別的な発言をする	1	2	3	4	5
(3) 仕事中に異性の身体を触る	1	2	3	4	5
(4) 宴会でお酌やデュエットを強要する	1	2	3	4	5
(5) 上司が地位を利用した性的誘いをする	1	2	3	4	5
(6) 性的な噂話などによって、職場に居づらくする	1	2	3	4	5
(7) 仕事に関係のない食事にたびたび誘う	1	2	3	4	5
(8) 結婚の予定や出産予定をたびたび聞く	1	2	3	4	5
(9) 容姿について繰り返し言う	1	2	3	4	5
(10) 帰宅途中、後をつける	1	2	3	4	5
(11) 性的な内容のメールやメッセージ・電話をする	1	2	3	4	5
(12) ヌード写真などを職場に貼る、見せる	1	2	3	4	5
(13) 「お前の仕事のできは最悪だ」「クビを覚悟しろ」と頭ごなしに罵倒される	1	2	3	4	5
(14) 挨拶をしても自分だけ無視される	1	2	3	4	5
(15) きちんと仕事を与えてもらえない	1	2	3	4	5
(16) その他 ()	1	2	3	4	5

Q25

あなたは、配偶者・恋人から、次のような暴力を振るわれたり、あるいは配偶者・恋人に暴力を振るったり、身近で見聞きしたことはありますか。((1) ~ (14) の各項目につきあてはまるものすべてに○)

指標

	ふるわれたことがある	ふるったことがある	見聞きしたことがある	自分のまわりにはないと思う
(1) 何を言っても無視する	1	2	3	4
(2) 交友関係や電話・SNSなどを細かく監視する	1	2	3	4
(3) 外出しないように言う	1	2	3	4
(4) 大切にしているものをわざと壊す・捨てる	1	2	3	4
(5) 「誰のおかげで食べられるんだ」等の発言	1	2	3	4
(6) 殴るふり、怒鳴るなど脅す	1	2	3	4
(7) 医師の治療は必要ない暴力	1	2	3	4
(8) 医師の治療が必要となるほどの暴力	1	2	3	4
(9) 命の危険を感じるほどの暴力	1	2	3	4
(10) 見たくないのにポルノ等を見せる	1	2	3	4
(11) 避妊に協力しない	1	2	3	4
(12) いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	4
(13) 生活費を渡さない	1	2	3	4
(14) その他 ()	1	2	3	4

Q26

Q23でセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを「1. 受けたことがある」、ならびにQ25で暴力を「1. ふるわれたことがある」とお答えの方におたずねします。あなたは、このような行為を受けていることについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(〇は1つ)

- 1. 相談した.....▶ Q26-1 へお進みください。
- 2. 相談したかったが、しなかった } 2、3とお答えの方はQ26-2にお進みください。
- 3. 相談しようとは思わなかった }

Q26-1

Q26で「1. 相談した」とお答えの方におたずねします。

実際に、どこ(だれ)に相談しましたか。(〇はいくつでも)

- 1. 家族
- 2. 友人・知人
- 3. 同じ経験をした人
- 4. 家庭裁判所・弁護士・警察など
- 5. 公的機関(相談窓口、電話相談)
- 6. 医師・カウンセラーなど
- 7. 民間の機関など(NPO などの民間支援グループ)
- 8. その他 ()

Q26-2

Q26で「2. 相談したかったがしなかった」、「3. 相談しようとは思わなかった」とお答えの方におたずねします。

どこにも相談しなかったのはなぜですか。(〇はいくつでも)

- 1. どこに相談したらよいかわからなかったから
- 2. 周りに相談する人がいなかったから
- 3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 4. 相談しても無駄だと思ったから
- 5. 相談したことがわかると、仕返しやもっとひどい暴力を受けると思ったから
- 6. 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから
- 7. 他人を巻き込みたくなかったから
- 8. 身内に危害が及ぶと思ったから
- 9. 自分にも悪いところがあると思ったから
- 10. 相談するほどのことではないと思ったから
- 11. その他(具体的に:)

藤沢市では、「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、配偶者や恋人・家族等からの暴力(DV)の防止と被害者に対するきめ細かで切れ目のない支援を行っています。

Q30

あなたは、DV等の相談先として次のような窓口をご存じですか。(〇はいくつでも)

指標

【藤沢市の相談窓口】	1. 福祉事務所	2. 福祉保健総合相談室	3. 人権相談
【神奈川県相談窓口】	4. かながわ県民センター窓口	5. かながわ女性センター窓口	
	6. 多言語による相談	7. 男性被害者相談	
	8. 女性への暴力相談“週末ホットライン”		
【横浜地方法務局の相談窓口】	9. 横浜地方法務局“女性の人権ホットライン”		
【神奈川県警察本部】	10. 警察総合相談		
	11. 女性・子どものための相談(ストーカー・DV被害等)		
	12. 性犯罪被害 110 番		
【神奈川人権センター】	13. DV に悩む男性のための電話相談		

藤沢市では、相談先一覧を載せた「DV相談窓口案内カード」を作成し、市内公共施設・百貨店・デパート等のトイシに配架し、また街頭配布もしています。

Q31 あなたは、「DV相談窓口案内カード」をご存じですか。(〇は1つ)

1. もらったことがある
2. 見たことがある
3. 聞いたことがある
4. 知らない



Q32 DVを防ぐには、どのようにしたらよいとお考えですか。(〇は3つまで)

1. 家庭内でも男女は対等であることの教育を推進する
2. あらゆる所で暴力を防止するための教育をおこなう
3. 地域のつながりを深め、互いに見守れる社会をつくる
4. 暴力は人権侵害であるという広報・啓発活動を積極的におこなう
5. 被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす
6. 被害者を発見しやすい立場にある警察・医療関係などに対し、研修や啓発をおこなう
7. 加害者が相談できる身近な窓口を設置する
8. 加害者に対し、再発防止のための教育をおこなう
9. 加害者への罰則を強化する
10. 暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピュータソフトなど)を取り締まる
11. その他(具体的に:)

■H. 男女共同参画に必要な施策についておたずねします

藤沢市では、「男女が共に生きる情報紙 かがやけ地球」を発行し、市内公共施設、郵便局、銀行、農協等に配架しています。

Q33 あなたは、「男女が共に生きる情報紙 かがやけ地球」をご存じですか。(〇は1つ)

1. 読んだことがある
2. 知っているが読んだことはない
3. 知らない



